

畜産物の輸入検査要領

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第45条第2号に規定する鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにかも類の卵（これらの種卵は除く。）、第3号に規定するもののうち、骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器並びに第6号に規定するソーセージ、ハム及びベーコン（以下「畜産物」という。）についての、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第40条及び第41条の規定による輸入検査及び第44条の規定による輸入検査証明書の交付等に係る手続、法第46条の規定による検査に基づく処置はこの要領により実施する。

なお、法第42条（郵便物等としての輸入に基づく検査）及び携帯品として輸入するものに係る検査については本要領の対象としない。

また、これら手続のうち、法第37条第2項第2号の規定により、オーストラリアの政府機関から電気通信回線を通じて動物検疫検査手続電算処理システム（以下「ANIPAS」という。）へ送信される衛生証明書並びに規則第49条第2項、第50条の2、第51条第1項から第3項まで、第55条第2項及び第56条により、電子情報処理組織により処理される手続等は、別に定める「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成21年6月8日付け21動検第270号）により実施する。

このほか、別に検査要領を定めているものについては、本要領の規定のほか、当該要領により実施する。

1 輸入検査の申請

(1) 輸入検査申請書の提出等

家畜防疫官（家畜防疫官発令前の職員を含む。以下同じ。）は、畜産物を輸入しようとする者又は管理者（以下「輸入者」という。）に対し、法第40条に基づき当該畜産物の陸揚げ前又は陸揚げ後遅滞なく規則第49条第1項に規定する輸入検査申請書を輸入する港又は飛行場（以下「輸入港」という。）を管轄する動物検疫所（支所、出張所を含む。以下同じ。）に提出させる。

なお、輸入港以外の法第40条第3項に規定する場所（以下「検査場所」という。）で検査を受けようとする場合は、検査場所に蔵置前又は蔵置後遅滞なく検査場所を管轄する動物検疫所へも併せて提出させる。

(2) 検査証明書の提出

家畜防疫官は、畜産物の輸入者に対し、原則として、輸入する畜産物についての

法第37条第1項に規定する輸出国政府機関発行の検査証明書（以下「検査証明書」という。）を輸入港を管轄する動物検疫所へ前記（1）の輸入検査申請書に添えて提出させる。

（3）その他の書類の提出

家畜防疫官は、検査に必要と認める場合には、輸入者に対し前記（2）の検査証明書のほか、加工工程説明書、船荷証券（Bill of Lading, B/L）、積荷目録（マニフェスト）、入庫報告書その他資料を前記（1）の輸入検査申請書に添えて提出させることができる。

2 検査の場所等

（1）検査場所

輸入畜産物を検査する場所は、法第40条第3項に規定する動物検疫所、「畜産物の輸入検査場所指定要領について」（平成20年11月4日付け20動検第839号）の別添1「畜産物の輸入検査場所指定要領」により家畜防疫官が指定した場所又は農林水産大臣が指定する場所とする。

（2）検査場所への送致

輸入する畜産物を陸揚後検査場所まで送致する場合における家畜防疫官の法第40条第4項の規定に基づく指示は、次により行う。

ア 輸入港内の検査場所へ送致させる場合は、原則として、あらかじめ輸送の方法、その他家畜防疫上必要と認める措置について指示する。ただし、「輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取扱要領について」（昭和44年8月20日付け44動検第1455号）に定義されているAコンテナに収納される畜産物については、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないものと考え、特に必要と認める場合を除き、指示を省略することができるが、輸送途中に監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある事故等想定していない事態が生じた場合、動物検疫所に連絡するよう関係者にあらかじめ周知する。

イ 輸入港以外の検査場所へ送致する場合は、輸入検査申請ごとに輸送の方法その他家畜防疫上必要と認める措置について書面又はANIPASにより指示する。

（3）畜産物の蔵置

家畜防疫官は、輸入者が輸入検査のため畜産物を検査場所に蔵置するときは、次の指示を行う。

ア 他の貨物と区分し、輸入検査申請ごとに品名、個数、重量、搬入年月日、その他必要事項を指定検疫物票（別記様式1-1号又は1-2号）により表示しておくこと。

イ コンテナに収納された状態で輸入検査を受けようとする場合は、検査のための

開扉作業が安全に実施できる場所に蔵置すること。

ウ 輸入検査が終了するまで、家畜防疫官の許可なく畜産物の開梱をしないこと。

3 検査の実施

(1) 書類検査

家畜防疫官は、1により提出された輸入検査申請書、検査証明書その他書類について、関連要領に従い法第36条及び第37条の規定（家畜衛生条件が定められているものにあつては、その条件を満たしているか否かを含む。）の違反の有無並びに記載内容について確認を行う。

なお、書類検査については、法第44条に規定する輸入検査証明書を交付するまでの間に、複数の家畜防疫官が実施し、検査結果記録表（別記様式第2号）に検査実施者の氏名及び日付を記録する。

(2) 輸入検査

ア 臨船（機）検査

家畜防疫官は、輸入畜産物が陸揚げされる前に、輸入禁止品との混載、輸入禁止地域の経路等により監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると判断されるときは、法第41条の規定により当該畜産物を搭載する船舶又は航空機内で陸揚げに先立って検査を行う。

イ 検査場所での検査

家畜防疫官（原則として3（1）アの書類検査を実施した家畜防疫官以外の者）は法第40条の規定による検査を次により行う。

(ア) 封印の確認

コンテナ等に付された封印の確認を必要とするものについては、輸入者に開封前又は輸入港以外の輸入検査場所への送致前にその確認を行わせる。

(イ) 現物検査

次のaに該当するものについて、国際標準化機構が2005年に策定した国際規格（ISO）2859-3に準じるスキップロット方式により現物検査（以下「抜き打ち検査」という。）を実施する。

なお、現物検査を実施しない場合は、速やかに輸入者に連絡する。

a 抜き打ち検査の対象物

抜き打ち検査の対象物は、次に該当するものとする。ただし、前記（1）の書類検査の結果、消毒を実施するものを除く。

(a) 偶蹄類動物（豚及びしかを除く。）由来のもの（皮、毛、角及び蹄を除く。）

であつて、牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ及び牛海綿状脳症の発生のない地域から直接、又はこれらの疾病の発生地域を経由しないで輸入されるもの

- (b) 偶蹄類動物（豚及びしかを除く。）由来の皮、毛、角及び蹄であって、牛疫、口蹄疫及びアフリカ豚コレラの発生のない地域から直接、又はこれらの疾病の発生地域を経由しないで輸入されるもの
 - (c) 豚由来のものであって、牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ及び豚コレラの発生のない地域から直接、又はこれらの疾病の発生地域を経由しないで輸入されるもの
 - (d) しか由来のものであって、牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ及び慢性消耗性疾患の発生のない地域から直接、又はこれらの疾病の発生地域を経由しないで輸入されるもの
 - (e) 馬由来のもの
 - (f) 家きん由来のものであって、高病原性鳥インフルエンザの発生のない地域から直接、又はこれらの疾病の発生地域を経由しないで輸入されるもの
 - (g) 犬由来のもの
 - (h) 兎由来のもの
- b 抜き打ち検査の率
- 抜き打ち検査の率は、100%（全件検査）、50%、34%、25%又は20%のいずれかとし、検査結果の状況に応じて切り替える。
- c 現物検査は以下に留意して行い、検査証明書の記載内容と梱包外装表示及び指定検疫物票との照合を行い、検査の結果について指定検疫物票の検疫状況欄に記入する。
- (a) 別紙1（申請数量当たりの開梱数を示したもの。）により、申請数量に対応した梱包数を下限として無作為に抽出し、検査を行う。なお、申請梱包数量が3梱包に満たない場合にあっては全量について検査を行う。
 - (b) 抽出した貨物について、その梱包の状態、検査対象物の種類、性状（指定検疫物であることの確認を含む。）、異物の混入、その他の異常の有無について検査を行う。
 - (c) 書類検査及び輸入検査の結果又はその他の理由により検査室等において検査が必要と判断される時は、検査に必要な材料を採取する。この場合、「見本採取票の様式について」（昭和41年10月31日付け41動検第1833号）に基づく見本採取票（以下「見本採取票」という。）を輸入者に交付する。
なお、採材に当たっては、二次汚染のないよう検査用グローブを着用し、採材の前後に手指消毒を行う。
- d 検査の結果、法第46条の規定により消毒が必要と判断される畜産物については、「輸入畜産物の消毒実施要領」（平成3年12月27日付け3動検第1686号）により、消毒を実施することを書面又はANIPASにて指示する。

ウ 精密検査

家畜防疫官は、輸入検査の結果、法第5条の監視伝染病の病原体による汚染の有無について精密検査が必要と認めた場合には、検査に必要な材料を採取し、微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行う。この場合、見本採取票を輸入者に交付する。

なお、採材に当たっては、二次汚染のないよう検査用グローブを着用し、採材の前後に手指消毒を行う。

4 検査に基づく処置

家畜防疫官は、3の検査の結果、当該畜産物の輸入が認められないときは、当該畜産物の輸入者に対し、当該畜産物を他の貨物と明確に区別の上、輸入が認められないものである旨を明確に表示させ、法第46条第1項で準用する法第23条第1項に基づく焼却、埋却等の措置を指示する。当該措置の実施に際しては、原則として家畜防疫官が立ち会う。

家畜防疫官の指示等により、焼却、埋却、返送等の措置を行う場合、家畜防疫官は、その方法を書面又はANIPASにより指示する。

なお、焼却又は埋却は、規則別表第2の1及び2の基準による。

5 検査結果の記録

家畜防疫官は、畜産物検査結果記録票（別記様式2号）により検査実施状況等を記録する。

6 合否判定及び輸入検疫証明書の交付等

家畜防疫官は、3の検査及び4の検査に基づく処置の結果に基づき、畜産物が監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無について判定を行う。判定の結果、病原体をひろげるおそれがないと認めたときは、規則第51条の輸入検疫証明書を交付する。

7 違反事例再発防止のための措置

3の検査の結果、別途定める「当要領の運用について」において定義される違反が確認された場合、当該畜産物の検査を担当した動物検疫所の長は、速やかに畜産物の輸入検疫違反事例報告書（別記様式3号）により、当該畜産物に係る検査証明書の写し、輸出業者名、処理業者等を企画連絡室長に報告する。

8 輸入畜産物検査手順書の作成

業務上のヒューマンエラーの発生防止及び適切な業務管理に資するため、各所は、

海港・空港の別、検査対象物の種類等を踏まえ、本要領に基づき、検査結果の適切な記録、検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施方法等を盛り込んだ輸入畜産物検査手順書を作成し、本所管内にあっては直接、本所管内を除く各所にあっては支所を通じて企画連絡室長に報告する。なお、当該手順書の変更があった場合についても同様に報告する。

企画連絡室長は、必要があると認めるときは、当該手順書の見直しその他必要な措置を指示する。

<h1>指定検疫物票</h1>			
種 類			仕 出 国 名
庫 入 時	重量	kgs	商 標
	個数	個	
仕 出 国	重量	kgs	オ ー バ ー kgs
	検疫証明書 個数	個	シ ョ ー ト kgs
船(又は機)名		入港	港 名 港
			年 月 日
庫入年月日			検 査 年 月 日
輸 入 者 名			検 査 官 名
備 考		検 疫 状 況	

サイズ:B5版又はA4版

(注) コンテナ貨物の場合は、備考欄にコンテナ番号を記載すること。

別記様式 2 号

畜産物検査結果記録票

申請番号：

注意) 書面による輸入検査申請にあつては検査証明書番号(申請番号)を輸入検査申請書に記載すること

書類検査		現物検査	
年 月 日 家畜防疫官	<特記事項> <input type="checkbox"/> H/Cコピー <input type="checkbox"/> 条件不備 <input type="checkbox"/> その他 開梱必要数 ()	年 月 日 家畜防疫官	<input type="checkbox"/> 書類検査結果の確認 検査数量 及び/又は 開梱数 () 見本採取 <input type="checkbox"/> 解凍検査のため <input type="checkbox"/> 精密検査()のため <input type="checkbox"/> 採取数量及び/又は梱包数 () 消毒の実施 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指示内容のとおり実施
<input type="checkbox"/> 完備 <input type="checkbox"/> 不備		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	
消毒の指示 無 ・ 有 薬剤： 方法：		<特記事項>	
保留となった場合の経緯、指示事項及び担当者			
合 否 判 定 年 月 日 家畜防疫官		システム入力 年 月 日 家 畜 防 疫 官	

別記様式3号

平成 年 月 日

企画連絡室長 殿

支所長
出張所長
畜産物検疫課長

畜産物の輸入検疫違反事例報告書

今般、〇〇支所（出張所等）において、輸入検査の結果、違反を認めた輸入畜産物の概要について、下記のとおり報告します。

記

- 1 種類
- 2 数量
- 3 商標
- 4 仕出国
- 5 用途
- 6 仕向地
- 7 荷受人住所氏名
- 8 荷送人住所氏名
- 9 搭載地及び搭載年月日
- 10 搭載船舶（航空機）
- 11 到着年月日
- 12 違反の内容 畜種違い／加熱不十分／脱骨不十分
その他（ ）
- 13 措置状況
- 14 その他

添付資料：検査証明書（写）、輸入検査申請書（写）、精密検査結果等

(1) 抜き打ち検査の対象物

骨・肉・臓器類(食用)	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
1,600未満	3
1,600-5,000未満	4
5,000-17,500未満	7
17,500-75,000未満	10
75,000-250,000未満	16
250,000kg以上	25

骨・肉・臓器類(非食用)	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
3,500未満	3
3,500-15,000未満	4
15,000-50,000未満	7
50,000以上	10

殻付き卵及びその他の卵	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
15,000未満	3
15,000-50,000未満	4
50,000以上	5

液卵	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
全て	3

皮類(加工原料の原皮)	
申請数量[kg]	枚数〔ps〕
17,500未満	13
17,500-112,000未満	50
112,000-350,000未満	80
350,000-1,225,000未満	125

皮類(加工原料の原皮以外)	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
1,000未満	3
1,000-3,500未満	5
3,500-15,000未満	7
15,000-50,000未満	11
50,000以上	17

毛(原毛)	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
2,500未満	3
2,500-16,000未満	5
16,000-50,000未満	8
50,000-175,000未満	13

毛(原毛以外の毛)	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
1,600未満	3
1,600-5,000未満	4
5,000-17,500未満	7

毛類(羽毛)	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
全て	3

(2) 抜き打ち検査非対象物(消毒対象物を除く)

骨・肉・臓器類	
申請数量[kg]	開梱数[個]
15未満	3
15-28未満	5
28-50未満	7
50-120未満	10
120-320未満	11
320以上	12

殻付き卵及びその他の卵	
申請数量[kg]	開梱数[個]
15,000未満	3
15,000-50,000未満	4
50,000以上	5

液卵	
申請数量[kg]	開梱数[個]
全て	3

皮類(加工原料の原皮)	
申請数量[kg]	枚数[ps]
17,500未満	13
17,500-112,000未満	50
112,000-350,000未満	80
350,000-1,225,000未満	125

皮類(加工原料の原皮以外)	
申請数量[kg]	開梱数[個]
1,000未満	3
1,000-3,500未満	5
3,500-15,000未満	7
15,000-50,000未満	11
50,000以上	17

毛(原毛)	
申請数量[kg]	開梱数[個]
2,500未満	3
2,500-16,000未満	5
16,000-50,000未満	8
50,000-175,000未満	13

毛(原毛以外の毛)	
申請数量[kg]	開梱数[個]
1,600未満	3
1,600-5,000未満	4
5,000-17,500未満	7

毛類(羽毛)	
申請数量[kg]	開梱数[個]
全て	3

(3)消毒対象畜産物

抜き打ち検査対象物の開梱数に準じた数を開梱検査すること。

(参考1) サンプルング手法別のサンプル数

ロットサイズ	抜き打ち非対象	抜き打ち対象
	限界違反率 0.5%	AQL=1% 検査水準 I
2-8	8 [※]	13 [※]
9-15	15 [※]	13 [※]
16-25	24 [※]	13
26-50	48 [※]	13
51-90	86 [※]	13
91-150	143 [※]	13
151-280	218 [※]	13
281-500	316 [※]	13
501-1200	471	50
1201-3200	545	50
3201-10000	581	80
10001-35000	593	125
35001-150000	597	200
150001-500000	598	315
500001以上	598	500

※検査数がロットサイズを上回る場合には全数検査。

(参考2) 開梱数算出のために用いる換算値一覧

種類	用途等	サンプル重量		梱包換算値	
肉・臓器・骨類	食用	抜き打ち対象	500g	抜き打ち対象	10kg
		抜き打ち非対象	100g	抜き打ち非対象	5kg
	非食用	100g		5kg	
卵類	食用他	殻付き卵	100g	殻付き卵	10kg
		液卵	100g	液卵	100kg
		その他の卵	100g	その他の卵	10kg
皮類	原皮	35kg		なし(梱包形態ではないため)	
	その他の皮類	100g		3kg	
毛類(毛)	原毛	5kg		50kg	
	その他の毛類	500g		10kg	
毛類(羽毛)	全て	50g		10kg	